

「町田市資源循環型施設整備基本計画」の改定と 収集体制の見直しについて

説明内容

1. 「町田市資源循環型施設整備基本計画」について
 - (1) 整備基本計画とは
 - (2) 計画改定の内容と影響について
2. 暫定処理について
3. 容器包装プラスチックの分別収集について
4. 収集体制の見直しについて

1. 「町田市資源循環型施設整備基本計画」について

(1) 整備基本計画とは

① 策定の目的

旧町田リサイクル文化センターの老朽化に伴う、新たなごみの資源化施設の整備に向けて基本的事項を整理すること

② 位置づけ

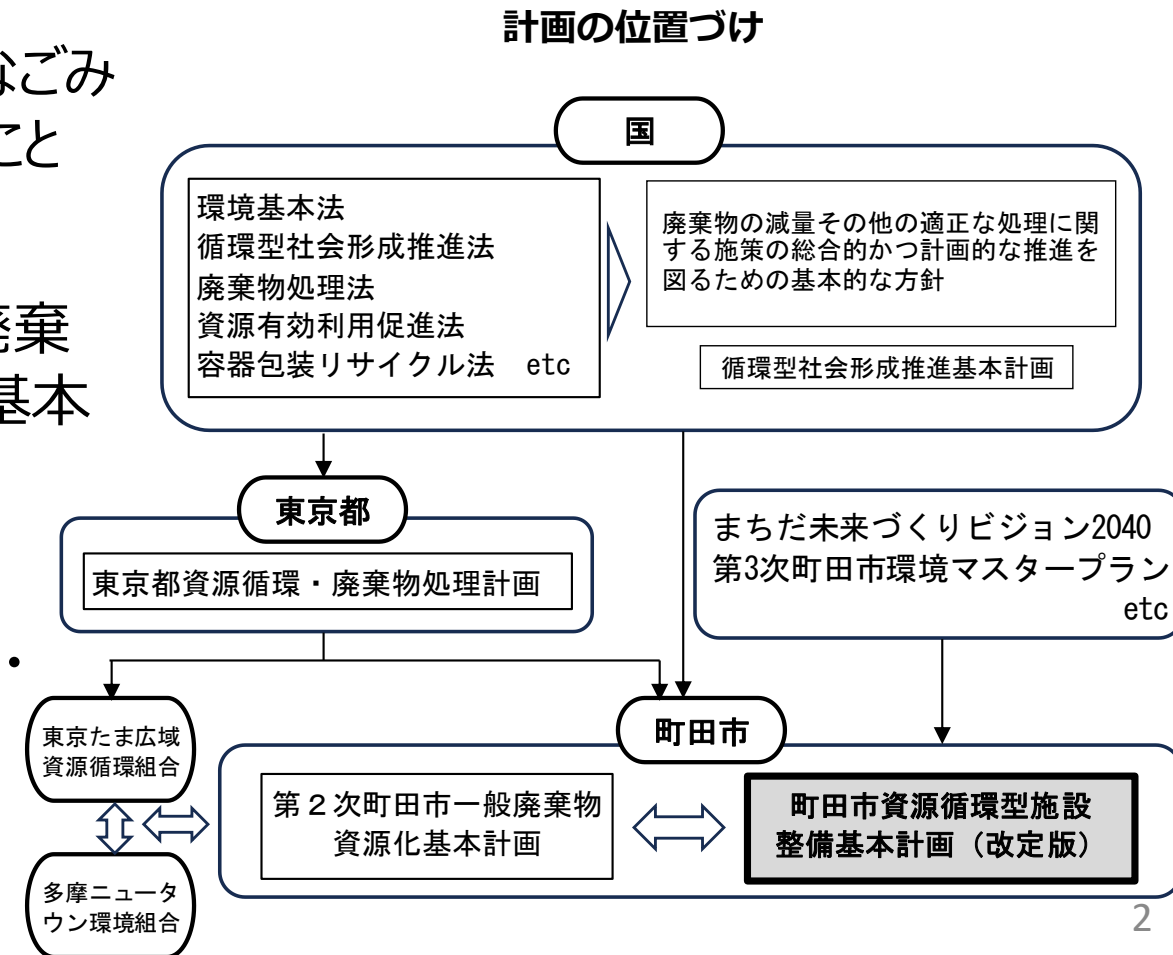
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理に関する計画（町田市一般廃棄物資源化基本計画と合わせて）

③ 計画で定めている項目

整備する施設の種類、処理品目・量、建設地、環境・安全への配慮 など

④ 事業スケジュール

2013～2020年度（当初予定）



1. 「町田市資源循環型施設整備基本計画」について

⑤ 整備する施設の種類と基本的な考え方

表-1 整備する施設

施設の種類	
(1)	熱回収施設等
	① 焼却施設
	② バイオガス*化施設(生ごみ資源化施設)
(2)	③ 不燃・粗大ごみ処理施設
	① 容器包装プラスチック圧縮梱包施設
	② カン選別処理施設
	③ ビン選別処理施設
	④ ペットボトル圧縮梱包施設
	⑤ トレイ・紙パック貯留場所
	⑥ 有害ごみ(乾電池・蛍光管等)貯留場所
	⑦ 製品プラスチック貯留場所
⑧ 使用済小型電子機器貯留場所	

旧町田リサイクル文化センターの敷地に一体的に配置して整備する。
※町田市バイオエネルギーセンターとして整備済

収集運搬の効率化、交通渋滞等地域への負担軽減、施設の代替性と補完性を持たせる等の理由から市内2箇所分散して配置する。
→相原エリアと上小山田エリアの2箇所に資源ごみ処理施設を整備する。
※上記のほか、リレーセンターみなみを容器包装プラスチック圧縮梱包施設として整備済(設備を追加)

～以上の内容の整備基本計画を2013年4月に策定～

1. 「町田市資源循環型施設整備基本計画」について

(2) 計画改定の内容と影響について

① 改定の背景・理由

- ・ 2か所の資源ごみ処理施設の整備の遅れ
- ・ いわゆる新プラ法の施行や町田市一般廃棄物資源化基本計画の改定
- ・ 計画ごみ量の変化、社会情勢やサプライチェーンの変化による工事期間への影響

② 検討の経過

- ・ 町田市資源循環型施設整備基本計画改定会議（12/1、1/26、3/28）

③ 改定の主な項目・内容

- ・ 計画ごみ処理量の見直し

近年のごみ量の実績値等を基に再設定

- ・ 事業スケジュール（整備完了時期）

相原エリア 2025年度→2028年度
上小山田エリア 2027年度→2037年度

処理品目	改定前処理量	改定後処理量
容器包装プラ 製品プラ	5,600t／年	4,800t／年 960t／年
ペットボトル	1,000t／年	1,144t／年
ビン類	3,300t／年	2,774t／年
カン類	1,200t／年	1,048t／年

1. 「町田市資源循環型施設整備基本計画」について

④改定の影響

・暫定処理方法の検討

新たな資源ごみ処理施設で処理予定であった品目の処理方法を検討する必要がある（ビン、カンなど）。

・容器包装プラスチックの分別収集の開始時期

現在は一部地域で実施している容器包装プラスチックの分別回収を新たな資源ごみ処理施設の稼働に合わせて、全市で開始する予定であった。

・収集体制の見直し時期

容器包装プラスチックの全市での分別回収開始に合わせて、収集体制全体の見直しを行う予定であった。

2. 暫定処理について

(1) 暫定処理が必要となる理由

現在、ビン・カンの中間処理を行っている施設が位置する場所は、公園整備の予定地（最終処分場等）となっている。

公園整備に向けて、当該地での施設の稼働は、2025年度末をもって終了となるが、新たな処理施設の稼働が延期となったため、別の手段・場所で処理を行う必要がある。

(2) 暫定処理（保管）が必要となる品目

- ・ビン
- ・カン
- ・小型家電、有害ごみ、ペットボトル（既に別の場所で暫定処理中）



現在のビン・カン
中間処理施設

3. 容器包装プラスチックの分別収集について

(1) これまでの経緯

2013年度に策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づいて、リレーセンターみなみを容器包装プラスチックの中間処理施設として整備し（設備を追加）、2016年度からJR横浜線以南の地域において、容器包装プラスチックの分別収集を開始した。

他の地区については、新たな資源ごみ処理施設の整備に合わせて、分別収集を開始する予定であった。

(2) 今後の見通し

今後、相原エリアと上小山田エリアの2つの資源ごみ処理施設の完成を急ぐとともに、業務委託等の暫定的な資源化方法を検討し、プラスチックの資源化について、早期の市全域での展開を目指していく。

4. 収集体制の見直しについて

(1) 4月の審議会で提示した検討項目

- 【検討項目 1】 収集品目の追加・・・プラスチックの分別収集
- 【 " 2】 収集方法を変更・・・資源も家の前に出せるように（小型家電含む）
- 【 " 3】 週の収集日数を変更・・・月曜日から金曜日の週 5 日収集に
- 【 " 4】 収集頻度を変更・・・不燃ごみは月 1 回の収集に

(2) 整備計画の見直しによる影響

新たなごみの資源化施設の稼働を前提にプラスチックの分別収集を全市で開始するで予定あった。これに合わせて、収集体制の見直しを検討しており、その内容を審議会で説明した経緯がある。

現状では、暫定処理に伴うビン・カンの搬出先も未定であり、収集に要する台数や時間、費用など方針を決定するための要素が揃っていない状況である。

(3) 検討項目に対する審議会への説明

今後、暫定処理方法と容器包装プラスチックの分別収集について検討を進め、諸条件を整理したうえで、収集体制の見直しについて、あらためて当審議会で説明の機会を設けたい。